

運輸部



自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されて、様々な部品等が販売されており、手軽に取付等ができる状況にあります。しかしながら、

①クリアレンズの装着・バルブ交換等による灯光の色変更、
②タイヤ、ホイールの車体（フエンド）外へのみ出し、

これらについては、それぞれ周囲の交通に誤認を与える、
②歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因と

③基準外のウイングの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となつております。

これらを排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を沖縄県内に展開す

る運動」を沖縄県内に展開しており、特に去った6月を強化月間と定め、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しながら、重点的な取組を行つたところです。

皆様も是非、この運動の機会にどのような改造が不正改造になるのかについての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報は、こちらから
www.tenken-seibi.com

Point

6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間と定め、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しながら、関係省庁及び自動車関係団体等と協力してこれらの運動を展開しています。

気づかずにしているませんか? 自動車の不正改造。

不正改造車を見かけたら、下記まで情報を
お寄せ下さい。

「不正改造車110番」

☎ 098-875-0300

(内閣府沖縄総合事務局 陸運事務所整備部門)

☎ 098-866-1837

(内閣府沖縄総合事務局 運輸部車両安全課)

